

## 令和5年度独立行政法人統計センター事業計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の10第1項の規定に基づき、独立行政法人統計センターの令和5年度における年度目標を達成するための計画（以下「事業計画」という。）を次のとおり定める。

### 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第82号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）のうち次に掲げる統計調査（周期調査・経常調査）について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて適切に事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。

その際、調査票の記入不備の増加、オンライン調査の導入・拡大等に伴い、新たな対応を要する業務に適切に取り組む。

また、格付支援システム等の情報通信技術の活用など、業務改善への積極的な取組により、業務の効率化と品質の維持・向上を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害等の不測の事態（以下「不測の事態」という。）が生じた場合、製表業務を始めとする業務の確実かつ継続的な実施を図るため、新型コロナウイルス感染症の流行下で講じた対策も参考に業務体制を変更する等の措置を講じ、その時々的情勢や法人の状況等の変化に応じて各業務の在り方や重要性に影響が生じる場合は、その影響の度合いも踏まえて、法人全体としてマネジメントを含め柔軟かつ的確に対応する。

##### ① 周期調査

国勢調査、経済センサス（基礎調査・活動調査）、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査及び経済構造実態調査の製表に当たっては、効率的な業務運営及び情報管理の徹底を図り、円滑な業務遂行に万全を期す。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国勢調査	令和7年調査に関する製表事務	第2次試験調査に関する集計	令和5年9月
経済センサス （基礎調査・活動調査）	令和5年調査に関する製表事務 （基礎調査）	乙調査 事業所に関する集計 結果表	令和6年度に継続
	令和3年調査に関する製表事務 （活動調査）	確報集計 事業所に関する集計 結果表 企業等に関する集計 結果表 参考表集計 結果表 立地環境特性編 結果表	令和5年6月 令和5年6月 令和5年6月 令和6年度に継続
就業構造基本調査	令和4年調査に関する製表事務	全国編 結果表 地域編 結果表	令和5年7月 令和5年7月
住宅・土地統計調査	令和5年調査に関する製表事務	住宅数概数集計 結果表 住宅及び世帯に関する基本集計 結果表 住宅の構造等に関する集計 結果表 土地集計 結果表	令和6年度に継続 令和6年度に継続 令和6年度に継続 令和6年度に継続

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
経済構造実態調査	令和4年調査に関する製表事務	二次集計 結果表	令和5年7月
		三次集計 結果表	令和5年10月
	令和5年調査に関する製表事務	一次集計 結果表 二次集計 結果表 三次集計 結果表	令和6年3月 令和6年度に継続 令和6年度に継続

② 経常調査

経常調査の製表に当たっては円滑な業務遂行に万全を期す。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
労働力調査	令和5年3月から令和6年2月調査に関する製表事務 令和5年1月から令和5年12月調査に関する製表事務 令和4年4月から令和5年3月調査に関する製表事務 令和5年1月から令和5年12月調査に関する製表事務	基本集計 毎月 結果表 四半期平均 結果表 年平均 結果表 年度平均 結果表 詳細集計 四半期平均 結果表 年平均 結果表	調査月の翌月下旬 令和5年4月、7月、10月、令和6年1月の下旬 令和6年1月下旬 令和5年4月下旬 令和5年5月、8月、11月、令和6年2月 令和6年2月
小売物価統計調査 (消費者物価指数)	動向編 令和5年3月から令和6年3月調査に関する製表事務 令和4年1月から令和4年12月調査に関する製表事務 令和5年3月から令和6年3月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務 令和5年1月から令和5年12月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務 令和5年4月から令和6年3月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務	動向編 月次 東京都区部 結果表 全国 結果表 全国ガソリン 結果表 年平均 結果表 月次 東京都区部 結果表 全国 結果表 四半期平均 結果表 年平均 東京都区部 結果表 全国 結果表 年度平均 東京都区部 結果表	調査月の下旬 調査月の翌月中旬 調査月の翌月上旬 令和5年4月 調査月の下旬 調査月の翌月中旬 令和5年4月、7月、10月、令和6年1月の中旬 令和6年1月上旬 令和6年1月中旬 令和6年3月下旬

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
小売物価統計調査 (消費者物価指数) (続き)	令和4年4月から令和5年3月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務 構造編 令和4年1月から令和4年12月調査に関する製表事務 令和5年1月から令和5年12月調査に関する製表事務	全国 結果表  構造編 消費者物価地域差指数結果表  消費者物価地域差指数結果表	令和5年4月中旬  令和5年6月  令和6年度に継続
家計調査	令和5年1月から令和6年2月調査に関する製表事務  令和4年4月から令和5年3月調査に関する製表事務 令和4年10月から令和5年11月調査に関する製表事務  令和4年1月から令和4年12月調査に関する製表事務 令和4年調査準調査世帯集計に関する製表事務 令和5年調査準調査世帯集計に関する製表事務	家計収支編 (月分) 二人以上の世帯 結果表 単身世帯 結果表 総世帯 結果表 (月分以外) 四半期平均 結果表  年平均 結果表 年度平均 結果表  貯蓄・負債編 (月分) 二人以上の世帯 結果表  (月分以外) 四半期平均 結果表  年平均 結果表  二人以上の世帯 結果表 単身世帯 結果表  二人以上の世帯 結果表 単身世帯 結果表	調査月の翌々月上旬 調査月の翌々月上旬 調査月の翌々月上旬  令和5年5月、8月、11月、令和6年2月の 上旬 令和6年2月上旬 令和5年5月上旬  12、3、6、9月は調査月の4か月後下旬 上記以外の月は調査月の5か月後上旬  令和5年5月中旬、7月、10月、令和6年1月の下旬 令和5年5月中旬  令和5年10月下旬 令和5年10月下旬  令和6年度に継続 令和6年度に継続
個人企業経済調査	令和5年調査に関する製表事務	結果表	令和6年1月下旬
科学技術研究調査	令和5年調査に関する製表事務	結果表	令和5年12月上旬

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
サービス産業 動向調査	<p>令和5年2月から令和6年1月調査に関する製表事務</p> <p>令和5年1月から令和5年12月調査に関する製表事務</p> <p>令和4年4月から令和5年3月調査に関する製表事務</p> <p>令和4年11月から令和5年10月調査に関する製表事務</p> <p>令和4年10月から令和5年9月調査に関する製表事務</p> <p>令和4年1月から令和4年12月調査に関する製表事務</p> <p>令和4年4月から令和5年3月調査に関する製表事務</p>	<p>月次調査 速報集計 結果表 月次</p> <p>四半期</p> <p>年 年度</p> <p>確報集計 結果表 月次</p> <p>四半期</p> <p>年 年度</p>	<p>調査月の翌々月下旬</p> <p>令和5年5月、8月、11月、令和6年2月の下旬 令和6年2月下旬 令和5年5月下旬</p> <p>調査月の5か月後下旬</p> <p>令和5年5月、8月、11月、令和6年2月の下旬 令和5年5月下旬</p> <p>令和5年8月下旬</p>
家計消費状況 調査	<p>令和5年1月から令和6年2月調査に関する製表事務</p> <p>令和4年4月から令和5年3月調査に関する製表事務</p>	<p>月次 結果表 四半期平均 結果表</p> <p>年平均 結果表 年度平均 結果表</p>	<p>調査月の翌々月上旬</p> <p>令和5年5月、8月、11月、令和6年2月の 月上旬</p> <p>令和6年2月上旬</p> <p>令和5年5月上旬</p>
家計消費単身 モニター調査	令和5年2月分から 令和6年2月分調査 に関する製表事務	月次 結果表	調査月の翌々月上旬

なお、統計の品質の維持・向上を前提として、符号格付業務において格付支援システムを適用し、第2の1（6）に記載する業務の効率化を進める。

## 2 統計データの利活用の推進に関する事項

### （1）加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

次に掲げる統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて適切に事務を行う。

業務名	事務の範囲	予定製表結果等	業務終了予定時期
地域メッシュ統計	令和2年国勢調査に関する地域メッシュ統計【JGD2011】※ 同定データ図心の審査 編成業務（人口及び世帯） 編成業務（人口移動、就業状態等及び従業地・通学地） 令和3年経済センサス-活動調査に関する地域メッシュ統計 編成業務	納品データ 納品データ 納品データ  納品データ	令和5年8月 令和6年1月 令和6年1月  令和6年度に継続
社会生活統計指標	令和4年度データの収集・整備・報告書結果表の作成 令和5年度データの収集・整備・報告書結果表の作成	市区町村データ 都道府県データ 市区町村データ	令和5年5月 令和6年2月 令和6年度に継続
人口推計	各月1日現在人口 各年10月1日現在人口	基礎人口連絡表 結果表	毎月中旬 令和6年3月
消費動向指数（CTI）	消費動向指数を作成するための結果表出力	結果表	調査月の翌々月上旬
住民基本台帳人口移動報告	結果表出力	月次結果表 年次結果表	調査月の翌月中旬 令和6年度に継続
産業連関表	令和2年産業連関表作成のための令和3年経済センサス-活動調査組替集計	結果表	令和5年7月

※東日本大震災による大規模な地殻変動の測量成果が反映された測地系。

## （２）調査票情報の二次的利用

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定（※）。以下「公的統計基本計画」という。）に基づき、総務省及び各府省と連携して、調査票情報等の提供及び活用を推進する。推進に当たっては、利用相談等を通じたニーズの把握、広報活動による周知・普及促進、学会等と密接な連携などの取組を行い、平成30年度から令和4年度までの平均以上の提供実績となるよう努める。特に以下の取組を進めるとともに、統計リソースを確保しつつ着実に取り組んでいく体制を整備し、①～③に掲げる調査票情報等の提供を適切に行う。

- ・ 政府共通の基盤として、調査票情報等の保管を行う中央データ管理施設並びに調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトの運用・管理を適切に行う。
- ・ 各府省からの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を受けて、以下の取組を行う。
  - (i) 統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用並びに同法第33条及び第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供を効率的かつ効果的に行うため、オンライン施設において提供する統計調査について、調査票情報の集積・保管を適切に行う。
  - (ii) 統計法第34条の規定に基づく一般からの委託に応じた統計の作成等及び同法第36条の規定に基づく匿名データの提供を効率的かつ効果的に行うために必要なデータの集積・保管を適切に行う。
  - (iii) 公的統計の二次的利用に関する研究・開発、普及・啓発、研究者等に向けた匿名データの提供等に係るサービスの充実を図るため、以下の学術研究機関等との連携協力を推進する。

法人名	組織	連携協力締結年度
一橋大学	経済研究所附属社会科学統計情報研究センター	平成20年度
神戸大学	大学院経済学研究科	平成21年度
法政大学	日本統計研究所	平成21年度
情報・システム研究機構	統計数理研究所	平成22年度
滋賀大学	データサイエンス教育研究センター	平成28年度

※ 新たな公的統計基本計画が閣議決定した場合には、当該計画に置き換えるものとする。

① 調査票情報のオンサイト利用

オンサイト利用に係る統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用及び同法第33条の規定に基づく調査票情報の提供について、期限までに適切に行う。また、同法第37条の規定に基づき国の行政機関から委託を受ける同法第33条の2の規定に基づく一般からの求めに応じた調査票情報の提供については、受益者負担の原則の下、期限までに適切に行う。

また、各府省と連携して利用可能な統計調査の拡充を図る。

② 一般からの委託に応じた統計の作成等（オーダーメイド集計）

統計法第37条の規定に基づき国の行政機関から事務の委託を受けた同法第34条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等に係る相談、申出書類の審査、統計の作成・審査、提供等の一連の事務を適切に行い、提供に係る審査結果を申出者に通知するとともに、統計の提供については、受益者負担の原則の下、履行期限までに適切に行う。

令和5年度においては、次に掲げる統計調査のオーダーメイド集計を行うことを予定している。

統計調査名及び対象範囲	対象年次
国勢調査（総務省）	昭和55年、60年 平成2年、7年、12年、17年、22年、27年 令和2年
学校基本調査（文部科学省） 大学、大学院、短期大学 小学校、中学校	平成20年度～26年度 平成20年度～22年度
賃金構造基本統計調査（厚生労働省） 個人票に係る集計	平成18年～令和4年
建築着工統計調査（国土交通省）	平成21年4月～令和5年3月
全国消費実態調査（総務省）	平成6年、11年、16年、21年、26年
社会生活基本調査（総務省） 調査票A	昭和56年、61年、平成3年、8年 平成13年、18年、23年、28年 令和3年
就業構造基本調査（総務省）	昭和54年、57年、62年 平成4年、9年、14年、19年、24年、29年
住宅・土地統計調査（総務省）	昭和53年、58年、63年 平成5年、10年、15年、20年、25年、30年
労働力調査（総務省） 基礎調査票 特定調査票	昭和55年1月～令和4年12月 平成14年1月～令和4年12月
家計調査（総務省）	昭和56年1月～令和4年12月
家計消費状況調査（総務省）	平成14年1月～令和4年12月

統計調査名及び対象範囲	対象年次
消費動向調査（内閣府）	平成16年4月～令和5年3月
企業行動に関するアンケート調査（内閣府）	平成18年度～令和2年度
経済センサス 基礎調査（総務省） 活動調査（総務省及び経済産業省）	平成26年、令和元年 平成24年、28年
地方公務員給与実態調査（総務省）	平成30年
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る 実態調査全国試験調査（環境省）	平成26年～27年
家庭部門のCO2排出実態統計調査（環境省）	平成29年度～令和3年度

\*社会生活基本調査（総務省）は、平成13年調査から、調査票が2種類（調査票A及び調査票B）となった。

### ③ 匿名データの作成及び提供

ア 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行う。

イ 統計法第37条の規定に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第36条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供に係る相談、申出書類の審査、匿名データの複製・提供等の一連の事務を適切に行い、提供に係る審査結果を申出者に通知するとともに、匿名データの提供については、受益者負担の原則の下、提供期限までに適切に行う。

令和5年度においては、次に掲げる統計調査の匿名データを提供することを予定している。

また、匿名データの利用促進のため、上記の第1の2（2）（iii）の取組を行う。

統計調査名	対象年次	
全国消費実態調査（総務省）	平成元年、6年、11年、16年、21年、26年	
就業構造基本調査（総務省）	平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	
社会生活基本調査（総務省）	平成3年、8年	
	調査票A	平成13年、18年、23年、28年
	調査票B	平成13年、18年、23年、28年
住宅・土地統計調査（総務省）	平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	
労働力調査（総務省）	平成元年1月～令和3年12月	
国勢調査（総務省）	平成12年、17年、22年、27年 令和2年	
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	平成29年、30年 令和元年	

\*社会生活基本調査（総務省）は、平成13年調査から、調査票が2種類（調査票A及び調査票B）となった。

### （3）統計データ利活用センターによる取組

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）に基づき、統計データ利活用センターにおいて、総務省と連携して以下の取組を含む統計マイクロデータの提供等の業務を行う。

- ① ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とするオンサイト施設の円滑な運用管理を行う。
- ② 全国の大学等へのオンサイト利用による有用性等について周知・広報を積極的に行うなどオンサイト利用の全国的な展開に向けて必要となる取組を行う。
- ③ オンサイト利用促進のために更なる利便性向上策等の検討を進める。

#### (4) 統計リテラシー向上のための取組

総務省と共催する「統計データ分析コンペティション」において活用する「教育用標準データセット」(Standardized Statistical Data Set for Education: SSDSE)の整備や、統計学習支援の資料として当該データセットの一般への提供、各学会への広報活動、統計データ分析コンペティションホームページの充実など社会全体の統計リテラシー向上のための取組を総務省と連携して実施する。

また、中等教育段階及び高等教育段階における数理・データサイエンス教育に活用可能な素材等を整備し、教材として普及させる取組を行う。

### 3 公的統計の発展の支援に関する事項

#### (1) 委託を受けて行う統計調査等の製表

##### ① 年度目標において受託が指示されている統計調査等の受託製表

次に掲げる統計調査等について、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受けて、委託者が明示する基準に基づき製表業務を迅速かつ的確に行う。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国家公務員退職手当実態調査(内閣官房)	令和5年調査に関する製表事務	結果表	令和5年11月
国家公務員給与等実態調査(人事院)	令和5年調査に関する製表事務	結果表	令和5年8月
	令和6年調査に関する製表事務	結果表	令和6年度に継続
職種別民間給与実態調査(人事院)	令和5年調査に関する製表事務	結果表	令和5年7月
民間企業の勤務条件制度等調査(人事院)	令和4年調査に関する製表事務	結果表	令和5年4月
	令和5年調査に関する製表事務	結果表	令和6年度に継続
家計調査特別集計(標準生計費・各分位)(人事院)	令和4年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	令和5年4月
	令和5年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	令和6年度に継続
地方公務員給与実態調査(総務省)	令和5年調査に関する製表事務	職員数把握集計 結果表 本集計 結果表	令和5年11月 令和6年1月
公害苦情調査(総務省)	令和4年度調査に関する製表事務	結果表	令和5年10月
家計調査特別集計(品目分類・特定品目)(財務省)	令和4年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	令和5年12月
	令和5年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	令和6年度に継続
雇用動向調査(厚生労働省)	令和4年調査に関する製表事務	下半期調査 結果表 年計 結果表 精度計算	令和5年5月 令和5年5月
	令和5年調査に関する製表事務	下半期 結果表 年計 結果表 上半期調査 結果表 精度計算 上半期 結果表 下半期調査 結果表	令和5年5月 令和5年5月 令和5年11月 令和5年11月 令和6年度に継続



統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
雇用動向調査(厚生労働省) (続き)		年計 結果表 精度計算 下半期 結果表 年計 結果表	令和6年度に継続  令和6年度に継続 令和6年度に継続
賃金構造基本統計調査(厚生労働省)	令和5年度調査に関する製表事務	結果表 報告書用結果表	令和5年12月 令和6年3月
貨物自動車運送事業輸送実績調査(国土交通省)	令和3年度調査に関する製表事務 令和4年度調査に関する製表事務	結果表  結果表	令和5年5月  令和6年度に継続
内航船舶輸送統計調査(国土交通省)	令和4年度調査に関する製表事務 令和5年1月から令和5年12月調査に関する製表事務	自家用船舶輸送実績調査 結果表 内航船舶輸送実績調査 月次 結果表 精度計算 令和4年度計 結果表	令和5年6月  每月中旬頃 每月中旬頃 令和5年6月
船員労働統計調査(国土交通省)	令和4年度調査に関する製表事務 令和5年度調査に関する製表事務	第二号調査(漁船) 結果表 第一号調査(一般船舶) 結果表 精度計算 結果表 第三号調査(特殊船) 結果表	令和5年6月  令和5年11月 令和5年11月 令和5年11月
建設工事統計調査(国土交通省)	令和5年度調査に関する製表事務 令和5年3月から令和6年2月調査に関する製表事務	建設工事施工統計調査 結果表 建設工事受注動態統計調査 月次 結果表 令和4年度計 結果表 令和4年度報 結果表 令和5年計 結果表	令和6年3月  每月上旬頃 令和5年5月 令和5年5月 令和6年2月
建築着工統計調査(国土交通省)	令和5年3月から令和6年2月調査に関する製表事務	月次 結果表 令和4年度計 結果表 令和4年度計(年報) 結果表 令和5年計 結果表 令和5年計(年報) 結果表	毎月下旬頃 令和5年4月 令和5年5月  令和6年1月 令和6年2月
建築物滅失統計調査(国土交通省)	令和5年2月から令和6年1月調査に関する製表事務	月次 結果表  令和4年度計 結果表 令和5年計 結果表	調査票持込みから 1か月以内 令和5年6月 令和6年3月
建設総合統計(国土交通省)	令和5年2月から令和6年1月調査に関する製表事務	月次 結果表 令和4年度計 結果表 令和5年計 結果表	每月中旬頃 令和5年5月 令和6年2月
労働力調査地方別集計(都道府県)	令和5年度調査に関する製表事務	四半期平均 結果表  年平均 結果表	四半期末月の翌月 下旬 令和6年1月

② 年度目標において受託が指示されている統計調査以外の受託製表

上記①の受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を迅速かつ的確に行う。なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底する。

令和5年度においては、次に掲げる統計調査の製表について受託することを予定している。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
東京都生計分析調査（東京都）	令和5年2月から令和6年1月調査に関する製表事務	月次 結果表 年平均 結果表	調査票持込みの翌月中旬 令和6年2月
経済センサス-活動調査（東京都）	令和3年調査の再編加工に関する製表事務	結果表	令和6年3月
経済センサス-活動調査（東京都）	令和3年調査の集計済データの審査事務（秘匿処理含む）	結果表	令和6年1月

(2) 委託を受けて行う統計調査の実施

次に掲げる統計調査について、調査実施者からの委託を受けて、委託者が明示する基準に基づき、統計調査を定められた期日までに的確に実施する。

また、調査実施者からの委託を受けて、令和6年度に実施する調査に係る企業調査支援事業の準備を行う。

統計調査名	事務の範囲	予定成果物	業務終了予定時期
経済構造実態調査（総務省及び経済産業省）	令和5年調査の実施事務（調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、疑義照会、未提出企業への督促等） ※サポート対象企業に調査を実施する。	納品データ	令和6年3月
科学技術研究調査（総務省）	令和5年調査の実施事務（調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、未提出企業への督促等） ※サポート対象企業に調査を実施する。	納品データ	令和6年3月
経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）	令和5年調査の実施事務（調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、未提出企業への督促等） ※サポート対象企業に調査を実施する。	納品データ	令和6年3月

(3) 政府統計共同利用システムの運用管理

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システムの運用管理や利便性向上に向けた取組を行うとともに、統計地理情報システムを始めとする統計データの提供を確実にを行う。

また、政府統計共同利用システムの国民向けサービスについては、保守作業等（庁舎停電等の外部要因を含む。）による計画停止時間を除き、システム稼働率99.75%以上を目標とする。

なお、運用管理に当たっては、「政府統計共同利用システム基本規程」（統計調査等業務最適化推進協議会平成20年3月31日決定）を遵守する。

#### （４）統計データのオープン化の推進・高度化等

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等に基づき、統計データのオープン化の推進・高度化を図るため、API（Application Programming Interface）機能及び統計地理情報システムの運用を確実に行うとともに、各府省、地方公共団体及び利用者への支援を充実させる。また、令和5年度については、各府省の統計作成プロセスへの支援も含めて、引き続き政府統計共同利用システムにおける各府省統計データのデータベース化など高度利用型統計データ化の拡充を図るための取組を進めるとともに、各府省が高度利用型統計データ化の作業をできるよう支援する。さらに、オープンデータの最上位レベルであるLOD（Linked Open Data）による統計データのデータ拡充を行うなど公開レベルの向上を的確に実施する。その際、各種統計調査結果のデータ提供方法におけるニーズ把握を実施する。

#### （５）事業所母集団データベースの整備・運用管理

統計法（平成19年法律第53号）第27条の規定に基づく事業所母集団データベースに記録されている情報について、総務省が定める基準に基づき、以下の整備を行い、事業所母集団データベースのシステムへの登録及び更新を適切に行う。

- ① 事業所・企業基礎情報照会結果（複数の事業所を持つ法人（企業調査支援事業の対象を除く。）及び労働保険情報、商業・法人登記情報から抽出したデータを対象に統計局が実施する照会結果）を用いたデータ整備に係る産業分類符号格付事務及び内容審査事務
- ② 企業調査支援事業で把握する情報を用いたデータ整備
- ③ EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）情報、各府省が実施する事業所・企業に関する統計調査の情報等を用いたデータ整備

また、事業所母集団データベースのシステムについて、総務省が定める基準に基づき、各府省等への母集団情報の提供、各府省が行う調査対象者の重複是正の支援、各府省等が実施した統計調査の調査履歴の登録等の運用管理を、適切に行うとともに、公的統計基本計画における指摘を踏まえ、総務省が行う、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進するための検討に対して、技術的な面からの支援を行う。

#### （６）各府省支援業務

公的統計基本計画等に基づき、以下のとおり各府省の統計作成を支援する。

- ① 統計の作成等に関する各府省からの相談のうち、製表に関する事項等について、支援を行う。
- ② 各府省におけるメタデータの整備に係る支援を行う。
- ③ 「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」を踏まえ、各府省に対して技術的な支援を行う。

### 4 統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項

#### （１）統計に関する技術の研究

- ① 製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質向上に資するための研究

##### ア 格付支援システムに関する研究

収支項目分類について、機械学習の技術を活用した格付支援システムに関する研究を行う。

また、その研究成果を踏まえ、令和6年全国家計構造調査の収支項目分類の自動格付の検討を行う。

イ データエディティングに関する研究

統計調査で用いる新たなエディティング手法について、更なる研究を行う。

ウ 消費動向指数に関する研究

消費動向指数の作成にビッグデータを活用する手法など、指数の改善に向け、更なる研究を行う。

② 統計ニーズの多様化への対応などに資するための研究

ア 公的統計のマイクロデータの利用促進を図るため、匿名データ作成における各種手法の研究を行う。

令和5年度においては、匿名データの作成を効率的に行うための研究を行う。

イ 広く一般的に活用可能な一般用マイクロデータの作成及び提供に関する研究を行う。

令和5年度においては、国内外の一般用マイクロデータ作成方法等に関する研究を行う。

ウ 調査票情報の提供に関し、リモートアクセスを含むオンサイト利用の運用における課題について技術的な検討を行う。

エ より利便性の高い提供方式であるオンデマンドによる統計作成機能・方策について、オーダーメイド集計への導入に向けた検討を行う。また、統計ニーズの多様化への対応などに資するため、統計データの提供に関する研究等を行う。

③ 外部機関との連携及び研究成果の普及等

上記の研究に当たっては、必要に応じて統計研究研修所や大学等の研究機関、国際機関や諸外国の統計機関等との間で技術協力や連携も併せて実施する。

また、統計技術や研究成果の普及を図る観点から、研究報告書などの各種資料の刊行や学術誌等への投稿、関連学会等における発表を推進し、刊行等の件数を3件以上とするとともに、外部の研究者等を招へいた研究会及び講演会を2回以上開催する。

## (2) 統計活動に関する国際協力

国際機関及び各国における統計活動への協力の一環として、更なる国際的な統計行政の発展及び世界における我が国統計行政のプレゼンス向上に貢献するため、国際的な動向等に関する情報収集や国際的な統計技術の検討の場における我が国の知見の共有を行い相互の統計技術の深化を図るとともに、国際会議等への参加、発展途上国等への技術協力、諸外国への統計データ提供環境の整備等に、総務省と連携して積極的に参画する。

また、L I S (CROSS-NATIONAL DATA CENTER in Luxembourg) のデータベース (各国の家計所得に関するデータベース) について、政府機関の職員、大学や非営利団体の研究者が利用することができるよう支援を行う。

## 5 その他

上記第1の1から4までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保に努めるとともに秘密の保護を徹底する。特に、製表結果の精度確保に当たっては、製表業務の各段階において、取組状況の監視、達成状況の評価、更なる活動内容の見直しを行い、製表業務の品質管理におけるP D C Aサイクルを着実に実施することにより、品質の維持・向上に努める。

また、I S M Sに基づくマネジメントシステムを運用する情報セキュリティ対策を確実に実施し、調査票情報、公表期日前情報等の秘密の保護を徹底する。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 計画的な業務運営の効率化に向けた取組

統計作成の全プロセスについて、取組状況の監視、達成状況の評価、更なる活動内容の見直しを行い、品質管理におけるPDCAサイクルを着実に実施する。これにより、品質の維持・向上に努めるとともに、業務改善への積極的な取組を行い、業務運営の効率化の推進を図る。また、ABC/ABM（活動基準原価計算/活動基準管理）を基礎としたコスト管理を推進する。

#### (2) 業務経費及び一般管理費の削減

業務経費及び一般管理費（情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費及び周期統計調査に係る経費を除く。）に係る運営費交付金について、新規追加及び拡充部分を除き、業務の質の確保に留意しつつ、令和5年度から令和9年度までの5年間で、令和4年度の該当経費相当に対する割合を85%以下とする。

令和5年度においては、上記目標を達成するため、経費の効率的な執行に努め、当該経費について対前年度比3.2%の削減を図る。

#### (3) 効率的な組織体制の整備及び管理

業務運営に必要な人員については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、不断の見直しを行う。その上で、令和5年度から9年度末までの常勤役職員数については、平成30年度から令和4年度までの実績を上回る削減に努める。

令和5年度においては、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）において統計センターに求められる業務等に対応するため必要となる業務に係る人員についても、既存業務に係る効率化によりまかなうこととし、常勤役職員を令和4年度末以下とする。

#### (4) 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

#### (5) 製表業務の民間委託等に向けた取組

製表業務について、厳格な秘密の保護、統計に対する国民の信頼の確保、統計の品質の維持・向上及び委託業務の適切な管理監督を図った上で、民間事業者を活用する。これにより、効率的な業務運営を図り、統計センターにおける資源配分の改善に寄与することを目的として、令和5年度は以下の民間事業者の活用を実施するものとする。

また、民間委託等に当たっては、「独立行政法人統計センター情報セキュリティポリシー」（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に基づき、民間事業者における情報セキュリティ対策・危機管理体制等の確保を図る。

- ① 令和5年住宅・土地統計調査の受付整理及びOCR入力業務について、民間事業者の活用を着実に実施する。
- ② 令和5年度事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類符号格付事務について、民間事業者の活用を着実に実施する。

#### (6) 情報通信技術を活用した業務運営の効率化

情報通信技術の積極的な導入・活用を図ることにより、生産性を向上させ、業務運営の効率化を推進するため、以下の取組を実施するものとする。

- ① 経済構造実態調査の産業小分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ

35%以上及び97%以上とする。

- ② 労働力調査オンライン調査票の産業・職業中分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ40%以上及び98%以上とする。
- ③ 家計調査オンライン調査票の収支項目分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ70%以上及び97%以上とする。
- ④ 事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ15%以上及び97%以上とする。

#### (7) 情報システムの整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、適切に実施するとともに、PMOによる全体管理を通じてPJMOを支援する体制の下、利用者に対する利便性向上や情報システムの整備及び管理の効率化に継続して取り組む。

## 2 調達等の合理化に関する事項

### (1) 調達等合理化計画

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。

また、一般競争入札等を原則とし、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

さらに、一者応札・一者応募については、真に競争性が確保されているか、独立行政法人統計センター契約監視委員会において契約状況の点検・見直しの状況について審議を行い、その結果に的確に対応する。

これらの取組状況、審議概要及び契約内容については、ホームページを通じて公表する。

### (2) 契約内容の監査

監事による監査において、入札・契約の内容について定期的なチェックを受ける。

## 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

適正な財務管理を行い、上記第2の1（2）を達成するとともに、経費全体の効率的な執行を図る。

また、令和5年度においては、上記第1の2（2）に掲げる調査票情報の二次的利用に関する取組について、自己収入の拡充に努める。

予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおりとする。

## 第4 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、19億円とし、運営費交付金等の交付時期にずれが生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

## 第5 不要財産等の処分に関する計画

計画なし。

## 第6 重要な財産の譲渡等に関する計画

計画なし。

## 第7 その他の業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画

総務省第二庁舎の耐震改修工事の実施に伴いOCR機の移設、入退管理・監視カメラの設置等、必要な作業を着実に実施する。

### 2 人事に関する計画

#### (1) 人材確保・育成の推進

製表業務に必要な高度な技術の継承・発展を図るとともに、業務の多様化に対応し、将来にわたって社会の要請に応える組織を人材面からも支えるため、統計センターが策定した人材確保・育成方針に基づき、総務省統計局等との人事交流や研修の実施による職員の資質向上、政府の取組も踏まえた働き方改革など働きやすい職場環境の整備を含め、計画的な人材の確保とその育成を図る。

職員個々の能力開発に向け、人事評価制度と研修制度の関係を強化し、自己啓発の意識を醸成するなど、以下のとおり計画的な研修体系を実施する。

なお、研修を受講した職員に対して、研修内容に関するアンケートを実施し、研修成果があったとする者の割合が85%以上となることを目指す。

- ① 職員の専門的能力の向上を図るため、外部機関で実施する研修を積極的に活用する。
- ② 内部で実施する研修については、経験と実績を有する職員等を講師とする統計研修の内容を充実し、統計技術の継承及び発展を図る。階層別研修では、特に中堅の係長等を対象に、マネジメント能力を活性化させ業務の改善・強化を図るための研修を充実させる。

また、製表工程別に必要な専門知識の習得及び継承並びに資質の向上を図るため、各課室等で独自に実施する業務研修を実施する。

- ③ 次世代を担う若手職員については、自己啓発目標を自ら半期ごとに設定し、専門知識の習得及び能力開発に努めることを促進する。
- ④ 外部の専門的知見を活用するなど、より高度な専門人材を育成することを目的とした人材育成の方策を検討する。

#### (2) 人事評価制度

能力評価及び業績評価から成る人事評価制度により、適正な人事評価を行う。

#### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に基づき策定した「独立行政法人統計センター一般事業主行動計画」に基づき、仕事と子育てを両立するための勤務形態として、また、ワーク・ライフ・バランスの向上のため、テレワーク等を推進する。

### 3 積立金の処分に関する計画

当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人統計センター法第13条第1項の規定に基づき、総務大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた以下の業務の財源に充てることとする。

- ① 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額等に係る会計処理
- ② 前事業年度にリース資産取得に係る一括仕入税額控除を受けた消費税のうち、令和5年度中に発生する消費税の支払い

### 4 その他センターの業務の運営に関し必要な事項

#### (1) 内部統制の充実・強化

- ① 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等を踏まえて整備した体制を基に、理事長のトップマネジメントにより実効性のある内部統制システムの運用に努め、引き続き内部統制の充実・強化を図る。
- ② 業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、全職員に対してコンプライアンス研修を実施し、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守の徹底を図る。
- ③ 内部監査を実施し、事業計画の達成に向けた適正かつ能率的な業務運営の確保を図る。

## （2）情報セキュリティ対策の徹底

政府統計共同利用システムの適切な運用管理を始め、調査票情報、公表期日前情報等の秘密に係る情報を保全する観点から、情報セキュリティに関する事故の発生を未然に防止するため、外部からの不正アクセス、サイバー攻撃及び標的型攻撃メールなどへの更なる対策を講じるとともに、情報管理の徹底を図るため、次の情報セキュリティ対策を講じる。

- ① 全職員を対象とした情報セキュリティに関するeラーニングを1回以上実施する。
- ② eラーニング実施後、情報セキュリティポリシーの内容に対する理解度を把握するための確認試験を実施し、全職員が100点を目指す。
- ③ 業務の民間委託等に当たっては、情報セキュリティポリシー等を踏まえた対策を講じることを仕様書等で明確化する。
- ④ ISMSに基づくマネジメントシステムを的確に運用する。ISMSの継続審査に向けて、情報資産管理台帳の見直し、リスク分析等を行う。

## （3）危機管理の徹底

- ① 危機管理体制の点検を1回以上実施するとともに、防災の日等の機会をとらえ、職員の防災に関する意識の向上に努めるなど、災害や緊急事態に即応できるような体制を保持し、危機管理を徹底する。
- ② 大規模な自然災害に伴う様々な緊急事態に対し、業務が継続できるよう機動的に対応する。
- ③ 製表業務に用いる情報システム等については、災害や緊急事態に備えてバックアップ体制を保持するなど、危機管理を徹底する。

## （4）環境への配慮

「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づき、引き続き適正な環境物品の調達を図るよう努める。

## （5）職員の安全・健康管理

- ① 職員の定期健康診断や産業医等による職場巡視を実施するとともに、衛生委員会を定期的に開催することを通じて、職員の安全衛生や健康管理を推進する。
- ② メンタルヘルスについては、講習会の開催や学習サイトの活用により、職員の基礎知識の向上を図るとともに、管理監督者によるラインケアの向上を図る。また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、全職員を対象にメンタルヘルス診断を診断ソフトウェアを用いて実施し、各職員のストレスへの気付きを促す。診断結果を踏まえた対応により、ストレスを低減させ、メンタルヘルス不調を未然に防止するよう努めるとともに、職場内のストレス度を把握し、職場環境の改善を図る。



## 事業計画予算

令和5年度

(単位:百万円)

区 別	統計調査 製表事業	統計データ利活 用推進事業	公的統計発展 支援事業	技術研究・国際 協力事業	法人共通	合 計
収入						
運営費交付金収入	4,664	889	984	156	991	7,684
受託製表収入	-	-	33	-	-	33
政府統計共同利用 システム運用管理等収入	-	-	1,754	-	-	1,754
統計作成支援事業収入	-	9	-	-	-	9
その他の収入	-	-	-	-	-	-
計	4,664	898	2,771	156	991	9,480
支出						
業務経費	1,057	121	289	31	74	1,572
経常統計調査等に係る経費	840	121	243	31	74	1,309
周期統計調査に係る経費	217	-	46	-	-	262
受託製表経費	-	-	33	-	-	33
政府統計共同利用 システム運用管理等経費	-	-	1,754	-	-	1,754
統計作成支援事業経費	-	9	-	-	-	9
一般管理費	126	27	21	4	134	312
人件費	3,481	742	673	122	783	5,800
計	4,664	898	2,771	156	991	9,480

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【人件費の見積り】

期間中 4,920 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

### 【運営費交付金の算定ルール】

運営費交付金 = 人件費 + 業務経費 + 一般管理費 - 自己収入（人件費相当分）

人件費 = 前年度予算額 × 給与改定率 + 特殊要因（退職手当等）

業務経費 = 経常統計調査等に係る経費 + 周期統計調査に係る経費

経常統計調査等に係る経費 = 前年度予算額（「所要額計上経費」を除く。） ×  
政策係数（ $\alpha$ ） × 効率化係数（ $\beta$ ） ×  
消費者物価指数（CPI）（ $\gamma$ ） +  
当年度の所要額計上経費

周期統計調査に係る経費については、各年度必要な額を見積り、計上する。

一般管理費 = 前年度予算額（「所要額計上経費」を除く。） × 効率化係数（ $\beta$ ） ×  
消費者物価指数（CPI）（ $\gamma$ ） + 当年度の所要額計上経費

自己収入（人件費相当分）については、過去実績等を勘案し、当年度に想定される受託製表収入及び統計作成支援事業収入の見込額のうち人件費相当分を計上する。

#### 予算額計算の前提条件

- 1 政策係数（ $\alpha$ ）を1.00とする。
- 2 効率化係数（ $\beta$ ）を0.968とする。
- 3 消費者物価指数（ $\gamma$ ）を1.00とする。

また、「所要額計上経費」とは、情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費とする。

# 収支計画

令和5年度

(単位:百万円)

区 別	統計調査	統計データ利	公的統計発展	技術研究・国際	法人共通	合 計
	製表事業	活用推進事業	支援事業	協力事業		
費用の部	4,694	928	2,500	156	995	9,274
經常費用	4,689	928	2,499	156	994	9,267
業務費	4,446	855	949	150	-	6,400
受託製表業務費	-	-	33	-	-	33
政府統計共同利用	-	-	1,419	-	-	1,419
システム運用管理等経費	-	-	-	-	-	-
統計作成支援事業経費	-	9	-	-	-	9
一般管理費	-	-	-	-	953	953
減価償却費	243	64	98	6	41	453
財務費用	5	1	1	0	1	7
収益の部	4,686	929	2,772	156	995	9,538
運営費交付金収益	4,390	842	937	148	760	7,078
受託製表収入	-	-	33	-	-	33
政府統計共同利用	-	-	1,754	-	-	1,754
システム運用管理等収入	-	-	-	-	-	-
統計作成支援事業収入	-	9	-	-	-	9
資産見返負債戻入	21	31	1	0	11	64
資産見返運営費交付金戻入	21	31	1	0	11	64
資産見返物品受贈額戻入	-	-	-	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	274	47	46	8	43	418
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	182	182
その他の収入	-	-	-	-	-	-
財務収益	-	-	-	-	-	-
純利益	△8	0	272	0	0	264
総利益	△8	0	272	0	0	264

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

注1：当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものとしている。

注2：純利益及び総利益については、ファイナンスリースにより取得した資産の会計処理によるもの及び政府統計共同利用システム運用管理等収入により購入した固定資産の減価償却費見合いのものである。

# 資金計画

令和5年度

(単位:百万円)

区 別	統計調査 製表事業	統計データ活 用推進事業	公的統計発展支 援事業	技術研究・国際 協力事業	法人共通	合 計
資金支出	4,664	898	2,771	156	991	9,480
業務活動による支出	4,451	864	2,402	150	960	8,827
投資活動による支出	-	-	300	-	-	300
財務活動による支出	214	34	68	6	31	353
資金収入	4,664	898	2,771	156	991	9,480
業務活動による収入	4,664	898	2,771	156	991	9,480
運営費交付金収入	4,664	898	984	156	991	7,684
受託製表収入	-	-	33	-	-	33
政府統計共同利用 システム運用管理等収入	-	-	1,754	-	-	1,754
統計作成支援事業収入	-	9	-	-	-	9
その他の収入	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。